

意見聴き取り調査票

((社) 福島県建設業協会)

1 談合等不正行為を根絶するための対策について

- (1) 県では「談合は犯罪であり、決して許されるものではない」との基本的な認識に立ち、透明性・競争性・公正性・品質の確保に十分留意した入札制度を構築するよう取り組んできましたが、談合等不正行為を根絶するために、発注者である県は、どのようなことに取り組むべきだとお考えですか。

●不正行為は当然根絶しなければなりません。価格のみが優先され悪貨が良貨を駆逐するような入札制度では、技術と経営に優れ社会的貢献度の評価が高い企業ほど企業経営が行き詰る傾向にある。

●民間市場においては価格以外にモノづくりに対する企業姿勢、社会的責任に係わる姿勢等の企業の努力、対応姿勢が市場で総合的に適正に評価され、受注及び利益に結びつく建設生産システムとなっている。公共調達においては価格のみを優先する制度となっていることが不正行為を惹起する要因ともなっている。その不正行為を根絶するには民間市場の総合的評価システムに適う制度への改善、取り組みが不可避と考えますので、早期に県をはじめ市町村の総合評価落札方式の完全実施を要望する。

●ただ単に、透明性・競争性・公正性・品質の確保を名目に競争性のみを強調しても設計段階、施工段階、竣工段階における建設生産システムの問題は多く、特に透明性・公正性・品質確保の観点で言えば、公共工事の契約者に相応しい者、そうでない者等、入札参加資格者の基準や要件のハードルの引き上げ、明確化を図る必要がある。

●施工管理能力等の評価において透明性・公正性をもって良質な公共工事を市場の適正な価格で発注するための仕組みづくりを構築するため、検証等を含め不断の見直しは重要である。

●現在の建設市場は、過度の競争により低価格での受注が続出し、品質の低下や下請へのしわ寄せ、倒産する会社が後を絶たないことの方が問題である。施工を監督する側、受注者側の関連企業、地域住民（都市部と郡部）の意見を聞いてより良い制度になるよう検討いただきたい。また、地域経済、雇用、コミュニティが崩壊しないよう地域の実情を政策的に加味し

た制度への対応をお願いしたい。

- (2) 談合等不正行為を根絶するために、事業者側は、どのようなことに取り組むべきだとお考えですか。また、どのようなことに取り組んできましたか。

●本会は会員企業を対象に財団法人建設業適正取引推進機構を講師として講習会を開催するなど、法令等の順守について常日頃より指導を行ってきいていましたが、一連の不祥事を機に改めて法令順守等の徹底を図るため、桐蔭横浜大学コンプライアンス研究センター長（郷原信郎氏）等を講師に研修・講習会を開催するなど、今後も定期的に研修会等を開催し、不正行為の根絶に啓蒙を図ることとしている。

●独禁法、建設業法の改正等で法令違反は企業の倒産を覚悟しなければならないことなどから、経営者の意識改革によってコンプライアンスの行動基準をつくり、従業員への教育研修等実際に運用している企業も増加している。

●建設市場の実態は検証の通りで、透明性、競争性は十分にたもたれ採算性を度外視せざるを得ない環境となっております。各々の企業が確実な実行予算に基づく取り組みを認識していても、公正性の観点では受注に結びつかないのが実態である。

●公共工事の入札参加資格基準は技術や品質、雇用対策、社会貢献等の社会的責任を果たし一定の水準を満たしている企業が適正に評価され公共工事に参加できる仕組みづくりが重要で、そのことによって公共工事に参加できる建設業としてのプライド、誇り、責任が更に醸成され、適正な建設市場の秩序や自主的な社会貢献等の取り組みが増進されると考える。

2 条件付一般競争入札における条件設定について

- (1) 地域要件は、入札参加資格が原則として50者程度確保できるように設定しておりますが、より地元業者が受注できるよう地域要件の設定を見直すべきだという意見がありますが、このことについてどのようにお考えですか。

●公共調達と他の行政施策関係の明確化を図る必要がある。公共投資が減少する中、多くの雇用を抱える建設業は倒産・廃業等衰退の一途を辿っており、限られた財源を地域経済や地元雇用対策など地域振興に有効に活用することが重要と考える。又、災害時や除排雪の対応など住民生活の安全

・安心を確保する上で地域に必要とされる建設業の存続可能な政策的対応は不可避であり、地域要件の設定、運用のあり方の見直し検討は喫緊の課題と考える。

●また、地域要件で定めている標準の発注業種の条件設定は、土木工事では管内の入札参加する設計金額の範囲を1,000万円未満としておりますが、建設業法の専任技術者を有する重要な工事の請負金額を2,500万円以上としていることに鑑み、管内地域要件の設計金額の範囲を2,500万円未満又は工種・態様によってはそれ以上の金額の範囲に引き上げしていただきたい。

●特に、地域要件について競争性を担保するため入札参加資格者を50者程度と拡大しましたが、一般競争入札においては既に検証済の通り、1者の応募者であっても想像の参加者と競争していることに何らかわりはない。

ただ単に、地域要件を拡大し他地域からの参加員数を増やしても、不良不適格業者参入等（契約辞退・契約不履行・工事の遅延・地元住民との不調和・資金繰りのための低価格入札等）で、建設市場の秩序・混乱をまねくことが少なくなく、建設業全体の社会的信頼を損なう要因となっている。

●地域で営む建設業は、地域で唯一の基幹産業となっており、住民の雇用、地元商店街からの資機材の調達など地産地消で地域経済に大きく貢献しているが、他地域からの参入者は地域経済社会への貢献はほぼ無い状況にある。また、地元建設業従事者は、地域の行事や消防などで活躍している人が多く、倒産やリストラ等で失業すれば働く場所がなくなり、域外に出て行かざるを得ない状況にあるので、管内の地元企業の受注機会の地域要件設定の見直しをしていただきたい。

(2) (1)の意見に対し、競争性が確保できなくなり談合等不正行為が行われやすくなるとの意見がありますが、このことについてどのようにお考えですか。

●一般競争入札では入札参加者が絞られたにせよ、入札参加者は他に参加するであろう想像の同業他社の値下げの恐怖に怯えつつ、競争している現状において競争性が確保されないという心配は不要と考える。

●入札制度改革と併せ、独禁法・建設業法等が改正され違反者への処罰は重くなり問題を起せば企業の存続も危ぶまれる状況となっている。

●経営者の意識改革は醸成されているからこそ市場競争の中で、もがき喘ぎながら厳しい経営に晒されているものと考え。万が一不正行為がなさ

れたとすれば、その企業のモラルが問題で、まじめな企業までもが制度改正で共同責任を受けなければならないことこそが問題である。不正行為に対しては厳正なペナルティを科すことは必要と考える。

●一部の者のために、まじめな企業、業界全体までもが悪いイメージで見られることは避けなければならない。また、不正を起さない環境づくりの努力は不可避である。

3 指名競争入札の試行について

- (1) 県では、手続の迅速化への対応や入札参加者の確保、品質の向上などの効果について検証するため、4月から1千万円未満の工事を対象とし、談合防止策を加えた指名競争入札を試行していますが、このことについてどのようにお考えですか。

●一般競争入札の拡大で不良不適業者と言われる技術力や施工管理能力等の企業力が乏しい者が受注する傾向が増加し、現場監督員が施工現場に頻繁に出向き技術的指導、施工管理的支援などに忙殺されているように仄聞している。それこそ企業力の向上に自助努力している企業とそうでない企業の透明性・公正性・競争性の観点において歪んだ建設市場・秩序を惹起している要因ではないか。不適格業者が参入しやすい小規模工事、下位ランク工事、又は工事の態様等を踏まえ、品質の確保のため技術・施工管理能力を備えた者を発注者責任において指名競争入札に付することは必要不可欠と考える。

●公共工事の多くは後世に残る社会資本のストックとしての品質や性能等が求められており、その社会的要請を踏まえればむしろ確実に工事を施工する能力を持つ者を発注者責任として工事箇所、態様に応じ適正な企業を選別してしかるべきと考える。

●入札参加する設計金額の範囲を1,000万円未満としておりますが、建設業法の専任技術者を有する重要な工事の請負金額を2,500万円以上としていること鑑み、設計金額の範囲を2,500万円未満又は緊急性・工種・態様によってはそれ以上の金額の範囲に引き上げていただきたい。

- (2) 指名競争入札の試行について、報道等で改革の後退（談合の温床の復活）などの否定的な意見もありますが、このことについてどのようにお考えです

か。

●入札制度に関しては建設業法や独禁法の法令が改正され、違反者は倒産を覚悟しなければならない状況にある。このことや上記（１）のような問題等を踏まえれば、指名競争入札の金額範囲は2,500万円未満、又は工事の態様によってはそれ以上でも良いと考える。但し、その金額はあくまでも目安であって、緊急性要する工事、地域経済、雇用対策、工事の態様によって柔軟に入札方式を選択し対応することが望ましいと考える。

●地域に密着して営んでいる建設業の実態を知らない人が言っていることである。そのことを報道される度、建設業は辛い思いをしなくてはならない。報道等の影響は大きいそれだけに一部の悪いことや否定的なことだけでなく、建設業が果たしている役割を行政も含めもっと取り上げPRをしていく必要がある。

4 予定価格について

県では、積算せずに予定価格の一定割合で入札するような業者の排除などの効果等について検証するため、4月から予定価格の事後公表を試行していますが、このことについてどのようにお考えですか。

●予定価格事前公表の全面廃止についてはこれまでも関係発注機関に要請してまいりましたが、国も地方自治体に対し「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」で、予定価格の事前公表の取りやめ等を要請しておりますので、県はじめ市町村に対しても早急に適切に対応していただきたい。

●予定価格の事前公表は、応募者が適切な積算を行わず、施工能力や技術能力がなくても最低制限価格や失格基準価格を類推し、安易に参加したり受注することも可能で品質の確保等において甚だ疑問である。また、このことによって公共工事の落札価格や品質等に対する県民からの信頼が得られない恐れや不信感を抱かれる恐れが否めないことから、予定価格は事後公表にしていただきたい。

「但し、予定価格の事前公表によって、発注者の設計積算が適正でない場合などのチェックが働いていたことは否めない。」

●会計法上、予定価格をもって上限拘束としておりますが、昨今、資機材の高騰や発注者の設計積算が適正でなかった場合など、企業の実行予算に

基づく応札価格が予定価格を上回り、入札不調になる工事も多々見受けられる。

報道や県民の声を背景に市場主義の価格競争のみを強いられている業界にとっては、予定価格を超えた場合においても市場原理によって落札とすべきではないかとの疑問の声があることも否めない。

5 最低制限価格制度について

- (1) 県では、1月から最低制限価格の設定水準を平均で約6%程度引き上げましたが、このことについてどのようにお考えですか。

●受注環境が厳しさを増す中、採算性を度外視したダンピング受注が頻発し落札率は低下傾向にあり、最低制限価格や失格基準価格帯での競争が増加し建設業者の経営は悪化している。低価格入札の弊害は大きく受注等の事業計画の見通しも立てられず廃業・倒産等企業の存続が危ぶまれている。一方、労働賃金・下請等へのしわ寄せ、施工や品質管理リスクの高まりなど憂慮すべき問題は多く、更なる引き上げをしていただきたい。

●本会が昨年行った平成18年度県発注の公共工事のコスト調査では想定予定価格に対する総原価の採算ラインは土木部工事で91.6%、農林水産部工事で96.6%、全体平均で93.0%とする結果となっており、平成20年8月分の県工事の入札結果集計では総計による平均落札率は83.59%で企業の採算割れは顕著で、施工者責任を果たすため企業は財産をつぎ込んで公共工事を仕上げている状況で、一般の企業経営ではあり得ないことである。

●公共工事の減少や入札制度改革等で価格のみの競争が激化していますが、価格競争のみだけではなく後世に残す社会資本のストックとしての「良いモノづくり」の原点、予定価格の意義と落札価格の適正な関係・トータルコスト・建設産業の存在意義を検証して頂き、受注者が適切な施工管理の中で誇りと産業への魅力を持って「モノづくり」に専念できよう適正な設定水準への引き上げ等の措置をしていただきたい。

- (2) 事業者は、積算の上、施工可能な金額で入札しているのだから最低制限価格を設定する必要はないとの意見もあり、また、最低制限価格を下回る例も多数発生していますが、このことについてどのようにお考えですか。

●工事量の減少による過当競争が激化し、自社の実行予算に基づく適正な積算価格では受注に結びつかないことや経営事項審査の評価、建設業法による国家資格者（技術者）等の固定費を賄うため、赤字覚悟で低価格入札に参加せざるを得ない。品質を確保する観点から技術力、施工管理能力、下請を含めた建設生産システム等を総合的に判断したうえでの基準を検討する必要がある。

●建設業は工事を受注してはじめて業が成り立つのであって、事業計画において雇用の維持や資金繰り等各々の事情は異なるが、激化する価格競争の中では企業維持・存続のためやむを得ず赤字覚悟の低価格での応札など、入札参加者全てが施工可能な価格で応札しているとは限らないのが実態であり、責任施工による品質の確保等の履行が憂慮されている。そのため会計法上の規定では低価格での契約が履行されない恐れや公正な取引の秩序を乱すおそれがあると判断される場合は最低制限価格以下を除外することを認めているものと理解している。

●厳しい経営で最低制限価格を下まわる落札においては、一般管理費や間接費を削減する傾向が見られ、安全対策や現場管理がおろそかになり、重大な事故の発生に繋がりがねないことも否定できない。尊い人命を守るためにも歯止めの措置は必要不可欠である。

●福島県内における今年の1～6月までに1千万以上の負債をかかえて倒産した建設業者は38社で、負債総額156億円という数字は異常であり東北の中でも群を抜いている。これが施工可能な全額で入札している結果と考えられるのはどうか。また、県発注工事において施工途中で放棄となったものがどの程度あるのか。その発注者責任はどうか

●地方でも都市部は建築等の民間工事はあるものの、郡部においては民間工事が殆どなく、特に公共事業の土木工事に依存しており受注しなければ経営は成り立たない現況にある。受注したいがために最低制限価格ギリギリの応札となる傾向は否めない。

6 低入札価格調査制度について（参考資料P1～2）

県では、法律上最低制限価格を設定することができないWTO案件及び総合評価方式による案件に係る低入札対策として、見積内容に対する失格基準（数値的判断基準）の設定、低入札価格調査の対象となった落札者に対する契約保

証金の増額（10%→30%）、前払金の減額（40%→20%）、監理等技術者の2名配置の義務付けを4月から新たに行いましたが、このことについてどのようにお考えですか。

- 一般競争入札でも発注者が設計積算し適正とした予定価格がある以上、それを大幅に下回る応札価格で低入札価格調査の対象となった落札者に対し、確実な品質の確保・履行の確保等を図る上で、厳しい条件を義務付けすることは発注者責任として必要な措置だと思う。
- 低入札価格調査制度の対象となる相当額（割合）まで失格基準（直接工事費、現場管理費及び一般管理費）の割合を上げれば、低入札とはならないのではないかと考える。
- 大変厳しい基準で対応のできない会社も出て来ると思うが、その為には低価格入札をしないことでしかない。実態は最低制限価格や低入札価格調査の対象額ギリギリの対応をしなければ、受注出来ないという苦しい現実をもご理解頂きたい。

7 総合評価方式について（参考資料P3～6）

(1) 県では、件数を300件程度に拡大するとともに、除雪や災害対応等の評価項目への追加や加算点の割合の増加、特別簡易型の新設などの見直しを行った上で、引き続き総合評価方式を試行しておりますが、このことについてどのようにお考えですか。

●公共工事を主体とする地方建設業の受注活動は、民間工事の営業活動とは異なり、技術・施工等の企業力、信頼性などの企業努力の評価は小さく、価格のみが優先され企業努力は報われない状況にある。又、県内の建設市場は、採算性度外視の「質の悪い競争」が激化してしまい悪貨が良貨を駆逐するような受注環境となっており、ほぼ全ての企業が体力を弱めている状況にある。

地域の基幹産業として地域経済を支え役割を果たし、信頼と意欲のある建設業が総合的に適正に評価され、価格以外の要素で報われるよう総合評価方式の完全実施を要望する。

●企業の地域社会に対する貢献評価において、他の地域から来て半日や1日程度の道路清掃等のボランティア活動の評価と、その地域企業が年間を通して行っているボランティア活動の評価が同じである不公平感があり、評価のあり方を検討いただきたい。

●特別簡易型については、迅速な発注、書類の簡素化等受発注者の手続きの簡素化において有益であると考え。なお、該当する工事の特殊性を評価するに至っていない点については改善を期待する。また、低価格調査の対象となった者が、その調査を受けずに辞退する傾向もみられる。これは建設市場、建設業の信用を失墜させるもので、行政としてペナルティ等何らか措置が必要と考える。

●簡易型の工事であっても、工事の態様によっては標準型で要求する技術提案書の提出を求めるべきと思われる。

●客観的事項の評価について、同一管内でも、書類の審査について、担当者が変わると配点に違いが出るケースがある。

●標準型・簡易型において、企業の地域社会に対する貢献度を評価しているのは重要であります。評価項目の「新分野進出」については甚だ疑問がある。果たして県の新分野進出企業の認定・表彰制度は建設業者の支援事業といえるのだろうか。地域で優れた技術や技能を持った建設業従事者の雇用を守り、次世代に継承させようとする建設業者を守ることが行政の果たすべき役割と思われる。

新分野に進出すれば建設業に従事する従業員数は減少することになり、本来、建設業者に求められている「社会資本の整備」はもとより災害時の「緊急対応能力」の低下を招き、地域社会に対する貢献が困難な状況になるのではと思われる。入札参加資格審査の主観点・総合評価方式の評価点アップの為に「新分野進出」を優遇する制度であってはならない筈である。建設業を本業として努力している企業が生き残れる施策・支援策を行政に考えていただきたい。

●工事量の減少等で工事成績の実績においては、4年以内の施工実績物件が少なくなって困っている。できれば10～15年位に延長して頂きたい。

●総合評価は工事の規模、難易度等によって発注方式は区分されてはおりますが、公告から受注までの手続きに時間がかかりすぎるので、書類等の簡素化を検討していただきたい。

●企業や技術者の技術力をより反映させることは大事なことでありますが、工事の実績評価について、発注工事の件数が少ない中では工種によっては営業エリア内の発注が殆んど無く、過去に工事实績があっても実績評価期間の関係で企業の実績評価が消え、営業エリアの広く受注機会の多い大手企業と対抗できない場合がある。現況把握の上、実績期間の延長等の是正をしていただきたい。

(2) 企業や技術者の技術力をより反映させるためには、どのような事項を評価すべきだとお考えですか。

- 受注工事で、企業が創意工夫をした箇所や技術講習会等で技術発表を行ったことなどを評価しても良いと思う。また、継続学習制度（CPDS）など、持続的に取り組んでいる企業の評価をしていただきたい。
- 優良工事等の表彰を受賞した方だけでなく、労働安全衛生管理に貢献した表彰等についても拡大して評価することも重要と考える。

(3) 工事の品質を確保するためには、企業や技術者の技術力以外にどのような事項を評価すべきだとお考えですか。

- 県の入札制度では実績要件を考慮しないこととしていますが、実績がない者が受注し技術や品質、施工管理において監督員が常駐状態になるなど、最低でも類似工事等の実績や工事成績評価の条件付は必要と考える。
- 基本的には、企業の技術者の技術力は大切なことではありますが、他には工事施工地に対して地域の地形、地質、気象、風土等を熟知している技術者・技能者の知識及び実績等は大事なことである。従って他の地域の業者よりもその地域の業者であれば地域条件を熟知しているので良い仕事ができると思うので、地元雇用の人数評価を検討いただきたい。
- 技術や施工管理に関する講習・研修や安全衛生に関する講習会等を積極的に行って努力している企業、そうでない企業の評価を検討すべきではないか。
- コンサル等の設計（計画）が施工実施の過程で不備や不適切な事項が生じないようにチェックする体制とコンサルに対する評価の検討も必要と考える。
- 下請企業についても登録制にして元請企業と同様に技術力を評価（下請した元請の施工実績及び成績と同等にするかは検討要。）するため、発注者がデータベース化して、元請の技術力に対する評価において、施工体制事前提出方式によって提出される下請契約者の評価を加味してはどうか。

8 施工体制事前提出方式について（参考資料P7～9）

県では、1月から不良不適格業者の参入を阻止し、公共工事における品質と安全、良質な労働条件を確保するため、入札参加者に工事費内訳書の提出を求め、履行能力確認調査及び下請契約等の確認をする施工体制事前提出方式を導入したところですが、このことについてどのようにお考えですか。

●不良不適格業者が参入できないよう、あらゆる条件策を義務付けることは必要であると考えますが、一般競争入札を導入したからこそ不適格業者も参入できるようになったのであり、不良不適格業者でない業者にまでも多大な書類等を提出させることは如何なものかと思う。

●施工体制事前提出方式は適正な元請・下請契約を結び良い仕事をするためには必要と考える。しかし、工種によって元請は急いでいるのだが定められた期間に下請契約（金額・下請業者が限られている場合等）が決まらないケースもある。なお、元請と発注者がチェックして問題ない下請業者等、両者が信頼できる結果にならないければ、この制度の意味がない。

●応募者は、受注した時と同じような手続きをしなければならず、業者の入札手続きの負担が多く、経費がかかりすぎる。

●受注した場合の下請業者への発注金額内訳資料の提出を要求している訳ですが、提出時点では下請業者の選定も含めて、正確な内訳書の提出には無理がある。また、公告から資料提出までの期間が短いことと書類の簡素化を検討いただきたい。

9 元請・下請関係の適正化対策について（参考資料P10～12）

県では、これまでも「福島県元請・下請関係適正化指導要綱」を制定するなど、元請・下請関係の適正化を図るため取り組んできたところですが、2月から元請がすべての下請契約書をチェックリストによりチェックして、チェックリスト及び下請契約書を発注者へ提出し、それを発注者が確認するなど、新たな元請・下請関係の適正化対策を実施しているところですが、このことについてどのようにお考えですか。

●元請・下請関係の適正化対策については、元請が下請と協力して全責任を負い工事を施工し完成させることは基本的に当然なことである。発注者が下請契約を見て適正かどうかのチェックを出来る状況にあるか疑問があるがチェックすることは必要と考える。それよりも下請や材料納入業者の経営状態がどうなっているか又入札価格とどう関係するのかを調べる方が効果的ではないか。

●不良不適格業者の排除、下請企業へのしわ寄せ防止等の元請・下請関係適正化、品質の確保等の施工管理体制の適正化、専門工事業や地場産業育成の観点から、公共工事において無制限になっている重層産業構造の下請次数について、何らかの制限措置を講じる必要があるのではないかと考え

ますので検討いただきたい。

●下請業者に対しての不適切な対応、トラブルを防止するために下請契約書を提出させることは、過去に問題をおこした業者であればやむを得ないことだと思うが、応札条件等をクリアして受注したにも拘わらずそれでも信用できないかのようなことは如何なものか。むしろ下請業者等に対し元請業者として問題事故等が生じた場合のペナルティを厳しくすることの方が良いのではないかと思う。

10 その他

その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお書きください。

●建設業の許可を得ていても適正な施工に懸念がある企業の参入で、施工・品質管理リスクが高まっている。確実に工事を施工する能力有する企業であるかを審査することが重要であると考え。入札参加資格申請時の審査基準・要件のハードルの引き上げが必要ではないか。

●入札参加条件について、地域の実情を踏まえた上でランクや金額区分の基準に捉われず、一定の範囲内で柔軟に対応できる制度であっても良いのではないか。

●経営事項審査の事務取扱の一部改正（平成18年5月より適用）で、国や自治体などと単独、もしくは加入している団体が防災協定を結んでいる場合はW指標で加点対象とされている。しかし、企業の倒産・廃業・リストラ等で地域の企業が減少し、災害時・除排雪等の安全・安心の確保においては個々の企業の対応のみでは範囲の拡大で、対応が困難な状況となっており、業界団体の役割、協力体制の強化は不可欠となっている。その協力体制を維持・発展させることは重要である。総合評価の主観項目において国・県・市町村等と防災協定締結をしている団体に加入している企業へ別枠での評価加点を要望する。

●中山間地域の豪雪地帯では、このまま倒産が続くようであれば除雪オペレータの確保できなくなる懸念がある。又、多発する企業倒産・リストラ等で災害時の応急対応や除排雪等の対応等において1社の業務負担領域が拡大し、個々の企業のみでは地域住民生活を守ることが困難な状況となっている。

除排雪等の委託業務については、住民生活の確保と言った観点から、オペレータを登録し確保している地域事業組合や協業組合等の組織体が随意

契約で受注できる制度設計の検討（特区的制度を含む）をいただきたい。

●地域貢献に対する加算点について、半日や1日でも道路清掃をすれば、地域貢献として加点されることはいかかなものか。地域貢献とは地域の中で長年にわたり豪雨時の見回り待機、災害時の緊急出動、祭事、イベント等あらゆる面で地域に協力貢献し、社員、従業員を地域住民から一人でも多く雇用し消防団員としても貢献しているということが地域貢献であると思う。

●総合評価方式については、地域の実情が反映されるような評価や審査についてスピードアップを図ってほしい。

●現在の入札制度は誰でもが参加でき、価格が安ければ良いと言った傾向にあり、不正行為防止のみが制度に反映されている。これでは地域経済や建設業育成という視点はない。公共調達の望ましいあり方を考えて入札制度も構築してほしい。

●地域の業者は地元根付き地域経済発展のため、地元の方々を雇用し頑張る業を営んでいるので、地域の工事は地元の業者が受注出来るような入札制度にしていただきたい。そうすることが出来れば災害時の対応や除雪等、地域の安全・安心を担保することができ、建設業の評価も高くなってくると思う。

●建設業の経営者は、先行きの受注が不透明な中、社員にボーナスも出せず、若者の就職も受け入れることも出来ない暗い思いの中におりますが、県は建設業者の育成や指導にも力を注いでいただきたい。

また、災害の緊急時の対応（特に夜間）においては、長年住んでいる地元の企業が災害協定に基づき、早急に対応して行きたいと考えていますので支援・指導をいただきたい。

●一連の不祥事から新しい入札制度が導入され、良い面と悪い面が結果として表れていると思います。

良い面 1. 競争性が非常に高まった

2. 自由に入札に参加できる

3. コンプライアンスに対す意識改革が促進された。

悪い面 1. 競争が激化し採算性を無視して落札している傾向にある

2. 地域性がなくなり工事場所の地域住民に不安を与えている

3. 地産地消の原則からズレてきている傾向にある

4. 地域貢献度に重みがない

5. 地域住民から信頼を無くしている傾向にある